

上野事務所ニュース

令和5年3月号

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyo@sr2143.com

令和5年度の保険料率等のお知らせ

令和5年度の健康保険・介護保険料率、国民年金保険料月額、雇用保険料率は、次のとおりです。

1. 健康保険・介護保険料率の決定

- ①主な都県の令和5年度の協会けんぽの健康保険料率は以下の表をご確認ください。
- ②介護保険料率（40歳～64歳）は、現行の1.64%から1.82%へ引上げとなります。
- ③保険料率の変更は、3月分（4月納付分）から変更となります。
給与計算では4月に支払う給与からご変更ください。なお、3月に賞与が支払われる場合には、下記の保険料率が適用となりますのでご注意ください。

健康保険・介護保険料率（ ）内はR4年度の料率

		本人負担	会社負担	合計
健康保険	千葉 (上がる)	4.935% (4.88%)	4.935% (4.88%)	9.87% (9.76%)
	東京 (上がる)	5.00% (4.905%)	5.00% (4.905%)	10.00% (9.81%)
	埼玉 (上がる)	4.91% (4.855%)	4.91% (4.855%)	9.82% (9.71%)
	神奈川 (上がる)	5.01% (4.925%)	5.01% (4.925%)	10.02% (9.85%)
介護保険 (上がる)		0.91% (0.82%)	0.91% (0.82%)	1.82% (1.64%)

2. 雇用保険料率の変更について

- ①令和5年度の雇用保険料率は下表のとおり変更となります。
- ②雇用保険料は、給与支払日ではなく、締日で考えます。よって、給与計算期間に4月1日以降が含まれる給与について、雇用保険料率を変更します。賞与については、4月1日以降に支払われた賞与から雇用保険料率が変更となります。

【雇用保険料率】○内はR4年10月の料率

	本人負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1,000 (5/1,000)	9.5/1,000 (8.5/1,000)	15.5/1,000 (13.5/1,000)
農林水産・清酒製造の事業	7/1,000 (6/1,000)	10.5/1,000 (9.5/1,000)	17.5/1,000 (15.5/1,000)
建設の事業	7/1,000 (6/1,000)	11.5/1,000 (10.5/1,000)	18.5/1,000 (16.5/1,000)

3. 在職老齢年金の支給停止基準変更について

在職老齢年金制度とは、厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受給している60歳以上の方について、賃金（総報酬月額相当額*1）と年金月額の合計額が一定以上となる場合に、年金額の全部または一部が支給停止になる仕組みです。令和5年度より、支給停止基準が47万円から**48万円に変更**となります。賃金（総報酬月額相当額）と年金月額の合計額が48万円以下であれば年金は全額支給されることになり、48万円を超える場合には、超える額の1/2が支給停止になります。

*1 総報酬月額相当額…標準報酬月額とその月以前1年間の標準賞与の総計を12で割って得た額

時間外労働の割増賃金率について

令和5年4月1日から、中小企業における「月60時間を超える時間外労働の割増賃金率」が引き上げられ、1か月60時間を超える法定時間外労働に対しては、50%以上の割増率で計算した割増賃金を支払わなければなりません。

【深夜労働との関係】

月60時間を超える法定時間外労働を深夜の時間帯（22:00～5:00）に行わせる場合、深夜割増賃金率25%＋時間外割増賃金率50%＝75%となります。

【休日労働との関係】

月60時間の法定時間外労働時間数の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれませんが、それ以外の休日（法定外休日）に行った労働時間は含まれます。

【給与締切日との関係】

4月1日から4月の給与計算締切日までの法定時間外労働時間数が、60時間を超えた部分について、50%の割増賃金率とします。

例えば、給与計算期間が3月21日から4月20日の場合、次のように考えます。

期間	法定時間外労働時間数
3/21～3/31	20時間
4/1～4/20	50時間
合計	70時間

法定時間外労働時間数の合計は70時間ですが、4月1日から4月20日までの法定時間外労働時間数が50時間なので、50%の割増賃金率は不要です。

【代替休暇について】

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引上げ分の割増賃金の代わりに、有給の休暇（代替休暇）を付与することができます。代替休暇制度を設けるためには、労使協定の締結が必要です。

*労使協定のひな形が必要な場合にはご連絡ください。

中小企業向け賃上げ促進税制について

中小企業向け賃上げ促進税制は、青色申告書を提出する一定の中小企業者等が、前年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。令和4年4月1日以降に開始される事業年度（個人事業主については令和5年分）が対象となります。

この制度を利用することにより、給与等支給額が前年度と比べて1.5%以上増加した場合には、増加額の15%を法人税額（個人事業主は所得税額）から控除できます。また、上乘せ要件に該当する場合、税額控除率がさらに増加となります。（但し、税額控除額は法人税額または所得税額の20%が上限です。）

	適用要件	税額控除
通常要件	雇用者給与等支給額*1が前年度と比べて1.5%以上増加	控除対象雇用者給与等支給増加額*2の15%を法人税額または所得税額から控除
上乘せ要件①	雇用者給与等支給額が前年度に比べて2.5%以上増加	税額控除率を15%上乘せ
上乘せ要件②	教育訓練費の額が前年度と比べて10%以上増加	税額控除率を10%上乘せ

*1…適用年度の所得の金額の計算上損金に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額をいいます。

*2…適用年度の雇用者給与等支給額から前事業年度における雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。

この制度を利用するにあたり、事前の申請等は不要です。但し、雇用調整助成金等の助成額がある場合には、税額控除額の計算が変わることがあるため、注意が必要です。